

○飯塚市中学校部活動指導員に関する要綱

令和2年3月31日

飯塚市教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この告示は、部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図るため、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第78条の2に規定する部活動指導員(以下「指導員」という。)を配置することについて、飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号)及び飯塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年飯塚市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に定める職員とする。

(任免)

第3条 指導員は、校長があらかじめ指定した部活動種目に関して専門的な知識及び技能を有し、校長の内申を受けた者のうちから教育長が任命する。

2 教育長は、指導員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えがたい場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、職務に必要な適格性を欠く場合

(職務)

第4条 指導員は、校長の監督を受け、部活動の顧問として次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 実技指導に関すること。
- (2) 安全及び事故防止に関する知識及び技能の指導に関すること。
- (3) 事故が発生した場合の現場対応に関すること。
- (4) 用具又は施設の点検及び管理に関すること。

2 校長は、指導員に対し、次の各号に掲げる職務を当たらせることができる。

- (1) 保護者との連携及び調整に関すること。
- (2) 部活動の管理運営(会計管理を含む。)に関すること。
- (3) 年間及び月間指導計画の作成に関すること。
- (4) 学校外での活動(試合、発表会等)の引率に関すること。

(5) 生徒指導に係る対応に関すること。

- 3 校長は、指導員が担う部活動に、顧問として教師(以下「顧問教師」という。)を指名しなくてはならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、顧問教師が行うことを妨げない。
- 5 指導員は、顧問教師と日常的に指導内容及び生徒の様子等について情報共有し、連携を十分に図らなくてはならない。
- 6 指導員は、常にその職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(勤務日、勤務時間及び勤務日数)

第5条 校長はあらかじめ指導員の勤務日を設定し、勤務計画書を教育長に提出しなくてはならない。

- 2 勤務時間は、1日につき概ね3時間とし、1年間の勤務日数は別に定める日数とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、指導員の勤務時間、休暇等に関することは、飯塚市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年飯塚市規則第 号)の定めるところによる。

(費用弁償)

第6条 第4条第2項第4号に係る費用弁償については、予算の範囲内で実費相当額を支給するものとする。

(研修)

第7条 教育委員会及び校長は、指導員の任用に当たって、部活動の教育的意義のほか、適切な指導が行われるため必要な知識等について研修を行わなくてはならない。

(災害補償)

第8条 指導員が職務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は職務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいとなった場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。